

令和7年度いじめ重大事態について

2026年4月17日

令和7年度に発生した下記の事案について、公表いたします。

本事案は、教育委員会及び学校で調査報告書を作成し、その内容をいじめ問題専門委員会に「今後の対応と再発防止について」諮問しました。教育委員会及び学校は、その答申を踏まえ、いじめを未然に防ぐための体制を整備し、再発防止を徹底するとともに、被害者及び加害者へのケアを行ってまいります。

なお、答申書及び調査報告書については、SNSやインターネット上での情報拡散など個人の特定や詮索、誹謗中傷等による第二次被害を懸念されている被害者の強い意向により、公表は控えさせていただきます。

記

【事案】

第1号事案(070717)：令和5年度から令和7年度に起きた事象

【再発防止策】

《教育委員会》

本件のような心痛な事案が二度と繰り返されないことを誓い、以下のとおり本事案の重大性に照らし、真摯かつ前向きに再発防止の対応と体制機能の改善に取り組む。

① いじめの定義の正確な理解

全ての小中学校の管理者及び教員が、法の定めるいじめの定義を真に理解し、これを限定的に解釈しないことについて、周知徹底を図る。

② 重篤(自殺や自殺を企図するもの等)ではないいじめでも心身の苦痛及び不安を生じさせる可能性があることの理解の周知

教員における「いじめ問題に対する感度」を上げるための、あらゆる施策(研修等)を講じる。

③ いじめを積極的に探索して見つけ出すことの重要性

いじめは、その兆候の段階あるいは初期の段階からこれを見つけ出すことで、その抑制及び防止につながる。そこで、日々の観察や声掛けを怠らず、各種アンケート等をいじめ発見の手段として積極的に利用するとともに、教育相談、三者面談、心理検査など、あらゆる機会をいじめ発見のための手段と考え、着実にこれを実践するよう、各学校に周知徹底を行う。

④ いじめへの組織的対応

各学校において、いじめ防止対策推進法22条の定める常設の「いじめ防止等対策組織を定期的に開催し、積極的に認知する「いじめ」を個別具体的に検討して対策を練るプロセスを常態化させるべく、あらゆる施策(研修等)を講じる。

⑤ 養護教諭の積極的活用

学校管理者において、いじめ防止・対策における養護教諭の役割を改めて確認し、学校におけるいじめ防止・いじめ対策に養護教諭を積極的に関わらせるとともに、悩みを抱えた全て

の児童生徒が気軽に立ち寄り、相談できるような保健室経営が出来ているかどうかを意識してチェックするよう、指導を徹底する。加えて、SC、SSWといった専門職員との連携を密にし、絶えず情報や認識を共有することを徹底させる。

《学校》

① 周知・共有・指導

学校いじめ防止基本方針やいじめの重大事態についての認識を再徹底し、全教員で生徒指導と再発防止を徹底する。

② 組織の適切な対応

毎月の問題行動調査等、重大事態に関連するようないじめの疑いの報告があった場合や調査などに関する申入れがあった場合、当該事案を真摯に受け止め、組織で適切に検討し対応すること。

③ 適切な調査や指導・助言

必要に応じて、ガイドラインに沿った調査や指導・助言を適切に行うこと。

④ 助言等を受けることのできる体制構築

いじめ対応の改善について協議するため、第三者等の助言等を受けることのできる体制構築に取り組む。

【今後の当事者へのケア：いじめ問題専門委員会答申】

① 被害児童生徒へのケア

今後、似たような経験をきっかけに過去のいじめを想起することで強いストレスを感じる事が想像される。その際に相談できる機関について情報提供を行うことは必要である。

② 被害児童生徒の保護者へのケア

思いに寄り添った適切な対応がされず、精神的に大きな傷つきを抱えることとなった。現在の心理状態が不明であるため、具体的なケアを提案することが困難ではあるが、万が一、ストレス性の体調不良が認められる場合は、医療機関の受診や北部福祉保健所への相談を勧めたい。

③ 加害児童生徒へのケア

本件についてどのように受け止め、どのように感じているのかを話し合う必要があると思われる。教育的指導のような関わりではなく、本人らの意見や気持ちに寄り添う関わり方が重要であろう。したがって、スクールカウンセラーによる継続的なカウンセリングを勧めたい。

④ 加害児童生徒の保護者へのケア

本件において、保護者も心労を抱えているかもしれない。保護者の思いを吐き出せるような支援者を模索することが望ましい。

この記事に関するお問い合わせ先

今帰仁村教育委員会 学校教育課

電話：0980-56-2645